

神戸国際大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、神戸国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

II 総評

建学の精神及び教育理念や目的は、さまざまな手段を用いて学内外に示す努力がなされている。キリスト教精神に基づく教育理念の学外へ明示、そして使命・目的の明確化と学内外への明示については、十分とはいえないが、改善の努力がなされている。

教育研究の目的の達成のための組織や附属機関は整っているが、その運営に係る規程の整備などが望まれる。教養教育では、ユニット制度などに基づくユニークな教育課程が編成されているので、それらの更なる充実のためにも全学的な運営・責任体制の確立に期待する。組織や意思決定機関に関しては、新学部 completion に向けて、更に整理・整備されていくことが期待される。

教育目的の達成のために教育課程の編成方針は適切に設定されており、独自のユニット制度の導入など、教育目的が教育課程及び授業科目に反映されている。ただし、学習目標と成績評価基準を更に明確化し、これをシラバスで提示することを期待したい。

全学及び各学科のアドミッションポリシーは明確化され、運用されているが、一部の学科で定員を充足しておらず、検討中の対策の早期実施と一層の努力が求められる。学生への学習支援体制、学生サービス体制を整備し、キャリアセンターを中心に就職・進学支援には努力している。

教員数は、大学設置基準を上回る専任教員を確保し、年齢バランスも良く、適切な採用と配置を行っている。FD(Faculty Development)に対する組織的な取組みがなされているが、授業アンケート結果のより積極的な公表が期待される。

職員の組織編成については、適材適所を基本コンセプトに適切な配置が行われている。人事評価制度の導入と適切な運用は評価できる。職員の資質向上である SD(Staff Development)については、大学で組織的に実施する方向で検討することが期待される。

大学の管理運営に関しては、法人の寄附行為や諸規程に則り、適切に機能している。理事長の諮問を受け、大学運営の施策の立案を行う「大学企画運営会議」を設置し、管理部門と教学部門との恒常的な連携に努めている。自己点検・評価に関しては、学外への積極的な公表が望まれる。

財務面では、法人全体で帰属収入から消費支出を控除した金額が4年連続マイナス、消費収支についても5年連続均衡を欠いている。大学は、4年間の中長期財政計画を策定、帰属収支の均衡を目標に財務体質の改善・強化の努力をしようとしているが、第2号基本金への組入れ計画がないこと、一部の学科の定員未充足、そして附属高等学校の生徒数の定員割れなど、極めて厳しい財務状況を抱えている。また、財務状況の公開に関する工夫も必要である。

教育環境面では、大学設置基準で規定されている教育研究目的の達成に必要な設備・環境が整っている。また、アメニティも十分整備され、バリアフリーなどの安全な環境にも配慮している。

社会人に対して「フレンドシップ会員制度」を設け、諸講座を開講するなど、大学の資源を十分に開放するべく努力をしている。また、地域連携の一環として、「六甲アイランド地域振興会」などと協働するなどして、地域貢献と協力を図っている。

社会的な機関として必要な組織管理に関する諸規程が整備され適正に運用されているとともに、危機管理についても、総合的な「神戸国際大学防災マニュアル」を作成し、全教職員に配付し、周知徹底を図っている。そのほか、学生の携帯電話を利用した緊急連絡や海外に留学する学生などに向けた、海外での危機に関する対応など、社会的責務に関連してさまざまな努力がなされている。ただ、研究成果の公表に関して、今後ホームページなどを通して学内外に公表することが期待される。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

創学者の建学の精神、大学のキリスト教精神に基づく教育理念や目的については、学生便覧、学則、ホームページに掲載されており、学校内行事でも説明されている。また、学生便覧にはその精神が詳しく説明されているが、ホームページには必ずしも詳しく述べられておらず、大学案内はどこに示されているのか不明である。学則にも定められていない。学外への建学の精神の明示に関して、改善を図り、浸透策を講じていくとしているが、その具体的対策が真に実行されることが望まれる。ただし、学生及び教職員に対して関連授業科目の開設、学校行事、「八代斌助資料コーナー」の整備、「キリスト教センター委員会」の活動など、あらゆる機会を通じて建学の精神を浸透させるよう努めている。

大学の使命・目的は、学校法人寄附行為第3条に示されているが、学内外に示すという意味では、十分とは言えない。学部や学科の目的の示し方が、学則、大学案内、学生便覧など、刊行物の間で表現の不統一が見られ、大学の在り方の根幹に関わる問題でもあるので、統一を図ることが期待される。

礼拝が1年次生を対象として行われ、「キリスト教概論」「キリスト教史」を開設し、建

学の精神、大学の使命・目的の明示に関し、改善を図る努力をしていることは認められる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究上の目的を達成するために必要な組織として 2 学部 3 学科のほか、センター、研究所など多様な附属機関を設置して、キリスト教精神に基づく人間形成、国際的な経済・産業界で活躍する人材、更に保健・福祉を担う人材の養成を行っている。平成 19(2007)年度以降、経済学部の改組、リハビリテーション学部の開設、更に質の高い留学生の確保を目指した国際別科の開設など、時代や社会のニーズに対応した教育研究の充実に努めている。平成 21(2009)年リハビリテーション学部を開設し、2 学部体制になってからの組織とその運営に関わる規程の整備などに遅れが見られるが、現在その作業が進められている。

新学部設置に伴い、全学教授会と学部教授会の役割分担が学則に規定されたが、各学部の独自性を失うことなく、全体教授会での検討結果を教学運営に反映させていくため、各種規程の見直し、改正によって、全学及び学部の教学に関わる意思決定組織がより整理されることが期待される。

教養教育については、経済学部は「大学基礎論」などの学部共通教育科目に加え、ユニット制度という特色あるカリキュラムと専門選択制を導入、教養教育としての学科間共通教育ユニット科目を設置し、学びたい科目を自由に選んで自分の方向性を決定していくシステムを構築している。一方、リハビリテーション学部においては、教養科目「科学的思考」など独自の専門性に基づいた教養科目を設置し対応している。また、初年次にできるだけ小グループでの指導を取入れるなど、それぞれの学部では教養教育を重視した取り組みが行われており、全学的な教養教育の責任体制の確立に課題はあるが、概ね教養教育の実施体制は整備されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学則第 1 条の大学の使命・目的である「聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成を目指す」を反映するものとして、1 年次前期に「チャペルウイーク」を設けて、チャペルで建学の精神を学習し、大学生活の意義を考える機会にしている。また、各学部の教育課程は当該学部の教育目的に則した編成となっており、教育方法、授業科目にも反映されている。

経済学部の新教育課程への移行、ユニット制の導入、リハビリテーション学部の開設な

ど、近年相次いで大きな改革が進められてきているが、新体制下での教育目的の達成状況を点検・評価するための早急な取組みが期待される。

教育目的の達成のために教育課程の編成方針は適切に設定されている。ただし、教育目的の達成に関わり、各科目の学習目標や成績評価基準についてシラバスに明示し、学生に周知することが望ましい。

経済学部「ユニット制」はユニークであり、学生に学びたいことを学ばせ、学びの方向性を柔軟に選択し得るシステムを提供している点は評価できる。また、教養教育に関する教育課程は学部別に編成され、特に経済学部の1年次ゼミである「大学基礎論」では、大学で学ぶ基礎的知識・能力の獲得を目指す内容を盛り込み、活用している。大学の特色として、少人数制やユニット制によるきめ細かい指導、更に実践に即した指導をなし得る状況が教育課程の編成にも表れている。経済学部では1年次から職業観を養い、人間形成につなげることを目指して、キャリア教育を体系的に実施するなど教育内容に工夫がなされている。

【優れた点】

- ・履修モデルをモジュール化したユニット制は、経済学部の新たな教育課程編成の基本となっており、特色ある取組みとして評価できる。

【参考意見】

- ・シラバスに、各科目の学習目標、成績評価基準を明示し、学生に周知を図ることが望まれる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に基づいて全学及び各学部・学科のアドミッションポリシーを定めており、学則、ホームページ、大学案内などに記載している。受験生や高等学校に対しては、ホームページ、進学説明会、高校訪問など多様な機会を通して周知に努めている。

入学者選抜については、9種類の多様な入試区分を用意し、アドミッションポリシーに沿って全学的な入試体制のもとで実施している。

入学定員に対する入学者数については、経済学部都市環境・観光学科が入学定員を充足していないことについて対策を検討中である。また、在籍学生については、学習支援体制、学生サービス体制、就職・進学支援体制が整備されつつある。

全学的に実施しているオフィスアワー制度に加えて、学習支援室を設置し、学生の相談体制の強化を図っている。学生の意見をくみ上げるための意見箱を設置し、学生の提案・不満・意見などについて学長が目を通し、回答・対応を掲示板にて公開している。

学生サービスについては、学生奨学金による経済的な支援を行っている。学生及び私費

外国人留学生には学内奨学金や授業料減免制度を導入している。課外活動には活動助成金の支給や部室の提供を行い、運動施設も整備している。「学生課保健センター」が学生の健康相談、心的相談、生活相談にあたっている。

就職・進学支援体制については、全学組織のキャリアセンターが就職全般の支援を行っている。4年間一貫したキャリア教育を支援する体制として「キャリア教育・支援連絡調整委員会」を設置している。職業適性検査、一般常識テスト、SPI試験を、全員が無料で受験できるようにしており、キャリア教育支援に努力している。

【優れた点】

- ・「学生課保健センター」において、年度初めに新入生全員に対して個別面談を実施し、学習上、生活上の問題点の早期発見に努めている点は評価できる。
- ・職業適性検査、一般常識テスト、SPI試験を全員が無料で受験できる点は、評価できる。

基準5. 教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教員数は大学設置基準を上回る専任教員数を確保しており、専任教員の職位、年齢バランスも適切である。基幹となる授業科目は専任教授が担当しており、適切な配置となっている。

教員の採用・昇任については、「専任教員の人事の手続きに関する規程」「教授・准教授・専任講師の任用に関する規程」「教員昇格基準」が整備されており、これらに基づいて手続き、審査が行われている。若手教員の採用については、公募採用の際に面接、模擬授業を実施し、教員としての資質を確認している。また、実業界出身の実務家教員の採用を行うなど優秀な教員の確保に努めている。

個人研究費と経済文化研究所によるプロジェクト制度により、教員の教育研究活動を支援している。また、「科学研究費申請奨励研究費規程」により、採択された者に補助金を支給する制度を整備している。

FD 検討委員会の設置や FD 委員会規程の制定、FD 研修会の開催などが行われ、FD(Faculty Development)への組織的な取組みがなされている。授業評価アンケートによる改善については、授業担当者任せではあるものの、授業改善をしようとしている。

【参考意見】

- ・授業評価アンケートに基づく授業改善が担当教員個人任せとなっている点について、責任体制を明確にして組織的に対応することが望まれる。

基準6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するために必要な事務組織を整備し、適材適所を基本コンセプトとし、人事上のバランスを勘案した配置を行っている。

事務組織は、法人事務局、大学事務局及び附属高校事務部の 3 部門編制となっており、「事務組織規程」に基づいて、各部門の業務量、業務内容及び新規業務の発生などにより、常務理事会が毎年度職員の昇任・異動・新規採用について決定し、事務体制を整備している。

事務職員には平成 16(2004)年度から人事評価制度を導入しており、人事評価結果に基づいて昇任・昇格・異動が実施されていることや各人の給与にも反映されていることなど制度の適切な運営が図られている。

職員の資質・能力向上に関しては、「職員研修規程」「職員海外研修規程」を定めて、さまざまな学外の団体主催によるセミナーに職員を参加させている。

平成 21(2009)年度に 2 学部 3 学科体制にしたことにより、教育研究活動の支援を円滑に進めるために、各部門の課長相当職以上の教員・事務職員で構成する「部課長会議」を組織し、定期的に会議を開催して各部門間の連絡調整、情報交換、意見調整を行っている。また、教授会の傘下に置かれている各種委員会の担当部署が決められており、教員と職員との連携が図られ、教育研究支援のための事務体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営について、法人全体の管理運営は、「学校法人八代学院寄附行為」「寄附行為施行細則」に基づいて、教学の管理運営は、「神戸国際大学学則」に基づいて、事務組織の管理運営は、「学校法人八代学院事務組織規程」に基づいて関連する諸規程が整備され、それぞれの規程に則り適正に運営されている。

寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、理事会以外に法人の日常的な業務を決定する機関として常務理事会を設置し、原則として毎月開催されており一定の機能を果たしているが、法人として迅速な意思決定と実質審議との整合性を図りつつ運営することが望まれる。

自己点検・評価については、平成 4(1992)年に「神戸国際大学自己点検運営委員会」の設置と「神戸国際大学自己点検運営委員会規程」が施行され、過去 3 回実施されているが、大学の管理運営などの改善・向上への反映や結果の公表の状況に課題が見られるので、改善に向けて組織的な取組みが望まれる。

法人に理事長の諮問を受け、大学の管理運営に関する施策の立案を行う「大学企画運営

会議」が設置され、理事長代行、学院長、学長、学部長、法人事務局長、大学教員 2 名（学長補佐を含む）など法人・教学部門・管理部門の責任者で構成されており、法人・大学の各組織機能の迅速な意思決定が図られるとともに、管理部門と教学部門との間で、恒常的に適切な連携を図り運営されている。

【参考意見】

- ・自己点検・評価は、これまで 3 回実施しているが、大学の教育・研究、管理運営の改善・向上に十分反映されていない点について、恒常的な組織体制の整備に取り組み、評価結果が実効性あるものとして改善・向上に反映されるよう一層の努力が望まれる。
- ・自己点検・評価報告書について、今後、ホームページなどで学内外に広く公表することが望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務状況について、法人全体で帰属収入から消費支出を控除した金額が、平成 17(2005)年度から平成 20(2008)年度まで 4 年連続でマイナス、消費収支も平成 16(2004)年度から平成 20(2008)年度まで 5 年連続して均衡を欠いている。大学単独でも、消費収支は平成 18(2006)年度から平成 20(2008)年度まで 3 年連続して均衡を欠いており、特に、経済学部都市環境・観光学科は、平成 20(2008)年度及び平成 21(2009)年度の 2 年連続で入学定員を下回っており、入学者の安定確保に向けた改善が望まれる。

大学は、平成 21(2009)年度を改革元年と位置付け、平成 21(2009)年度から平成 24(2012)年度までの 4 年間の中期財政計画を策定し、経済学部の抜本的な改革、リハビリテーション学部の設置計画の履行などに取り組み、更に支出面では、人件費・教育研究経費・管理経費にシーリング（概算要求基準）を定めて、帰属収支の均衡を目標に財務体質の改善・強化を図る努力がなされている。

しかし、第 2 号基本金への組入れ計画がなく、附属高等学校の在籍生徒数は 4 年間収容定員数を下回る見通しである。これらの改善を行い、中期財政計画全般にわたって確実に実行することが求められる。

財務情報の公開については、ホームページの掲載や閲覧請求に応じて閲覧にも供しているが、公開方法は分かりやすく解説するなどの工夫が望まれる。

外部資金については、研究助成金、委託事業など外部資金の増加に向けた積極的な取り組みが望まれる。特に、募金については組織的に取り組むなど一層の努力が望まれる。

会計処理については、監査法人の公認会計士及び監事による定期的な監査を通じ、学校法人会計基準に則り適切に行われている。

【改善を要する点】

- ・大学の過去4年間の消費収支は学生数減少に伴って悪化し、平成20(2008)年度は帰属収入で消費支出が賄えていない。法人全体でも同年度決算で消費収支比率、流動比率、前受金保有率、負債比率の悪化が著しく、財政安定化に向けた早急な改善が必要である。

基準9. 教育研究環境

【評価結果】

基準9を満たしている。

【判定理由】

大学は、平成14(2002)年3月に神戸市垂水区から現在の六甲アイランドに全面移転したキャンパスであり、校地・校舎面積は大学設置基準を十分に満たしている。特に、施設計画・建設に当たっては、平成12(2000)年11月に神戸市と大学との間で締結した「環境形成協定書」に基づき、周辺の美観に留意し、周辺の環境と調和のとれた景観を形成するよう配慮がなされている。

また、体育施設（体育館、テニスコート、トレーニング施設）、附属施設（部室、学生食堂、駐車場・駐輪場）、情報サービス施設（図書館、パソコン設備）も整備されている。

更に、平成21(2009)年リハビリテーション学部の設置に伴い、当該学部の教育研究目標達成のために施設の増築・改築工事が行われ、施設設備の充実が図られている。

建物の耐震性については、昭和56(1981)年に改正された新耐震基準に適合している。

バリアフリーについても、身障者用エレベータ・トイレの設置、出入口に自動扉の設置と点字鋲の設置、通路の段差にはスロープを整備し車椅子に対応できるなどきめ細かい対策を講じている。

1号館（事務管理棟）については平成17(2005)年3月にISO14001:2004年版を認証取得し、省エネルギー・省資源及び環境の維持保全に積極的に取り組んでいる。

平成14(2002)年3月の移転を契機に教育研究環境の整備は進み、安全性やアメニティに配慮した教育環境の整備・維持の努力が継続されている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

大学は、地域の市民、学生の保護者、卒業生を対象とした「フレンドシップ会員制度」を設け、平成20(2008)年度は会員を対象として年間13科目の「開放講義」を開講している。更に、地域交流・生涯教育センター主催で会員以外にも広く市民を対象として主に英語・英会話講座、スポーツ講座、資格対策講座など17講座を開講している。また、大学の学術研究会主催の公開講演会及び経済文化研究所主催の公開土曜講座（4講座）の開講並びに附属高等学校との共催による国際理解講演会、そして「キリスト教センター」によ

るパイプオルガンコンサート、オルガン講座などを開催し、教育研究の成果について、多様な方法・内容で地域への人的・物的資源の提供とサービスが活発に実施されている。

難病の「ブルーリ潰瘍」に感染した子供たちの医療と教育活動をサポートする国際ボランティアプロジェクトや地域の防災・救急ボランティア活動なども、教職員と学生が一体となって活発に行われている。

特色ある地域連携の一環として、兵庫県内の観光に関する学部・学科を設置する大学と兵庫県が連携し、「ツーリズムひょうご学官連携協議会」を設置し、県内の関係大学及び行政と連携してツーリズムの振興に向けて地域おこし、人材養成、インターンシップの拡充などについて活動している。なお、海外の大学との交流が継続的に行われている反面、企業との連携、他大学との連携には課題もあり、今後の教育研究上のより一層の交流を期待したい。

大学が六甲アイランドに全面移転後は、「六甲アイランドシティ自治会」及び「六甲アイランド地域振興会」と連携し、地域のイベント活動に企画・運営などに積極的に参加して地域との良好な交流関係が保たれている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、「学校法人八代学院服務規程」「個人情報の保護に関する規程」「セクシャルハラスメント防止・対応などに関する規程」「公益通報者の保護に関する規程」などの基本的な規程が整備されており、組織倫理が確立されている。これらの基本規程に基づいて各種委員会、教学部門、管理部門とも適切に連携し、運営されている。

危機管理体制については、総合的な「神戸国際大学防災マニュアル」を作成し、全教職員に配付し周知徹底を図っている。「防火管理規程」に基づく自衛消防組織による消防訓練については年 1 回実施しているが、学生を含めた避難誘導訓練の実施が望まれる。

学生への緊急連絡の際に携帯電話メール送信が可能になっている点は、現代社会に対応した危機管理体制として評価できるが、全学生が登録することを期待する。

海外に留学する学生などを対象とした「海外危機管理マニュアル」を作成し、非常事態発生時の初動体制の強化や情報収集体制などの整備に努めることとしており、危機管理に適切に対応している。

このほかに、科学研究費補助金に係る不正防止、気象状況による授業対応、入試ミス防止、コンピュータセキュリティ対策、救命・防災サポートチームの設置などの危機管理体制が整備され適切に運営されている。

大学の教育研究成果については、経済文化研究所の公表が遅れているものの、大学紀要、経済経営論集が刊行され、大学及び学術研究会のホームページなどを通じて学内外に公正かつ適切に広報されている。

【優れた点】

- ・学生への緊急連絡の際に携帯電話メール送信が可能になっている点は、現代社会に対応した危機管理体制として評価できる。